

改正	平成16年4月1日	平成17年4月1日
	平成18年4月1日	平成19年4月1日
	平成26年4月1日	平成27年4月1日
	平成31年4月1日	

第1 通則

八王子市地域福祉推進事業補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 目的

この要綱は、地域の実情に応じて、創意と工夫により、柔軟に実施する障害者を対象とした福祉サービス等を行う非営利の民間団体（以下「団体」という。）に対して、その経費の一部を補助することにより、事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

第3 交付の対象

この補助金の交付の対象となる事業は、東京都において平成14年度東京都地域福祉振興事業の助成を受けていたもののうち東京都地域推進事業への移行が認められた、障害者を対象とした以下の事業を行う団体とする。

ア．家事援助サービス

イ．ミニキャブ運行システム

第4 補助対象経費及び補助基準額

この補助金の補助対象経費及び補助基準額は、別表のとおりとする。

第5 補助金の交付額

この補助金の交付額は、別表に定める補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない額とする。

2 前項の場合において、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第6 申請手續

団体は、この補助金の交付を受けようとするときは、八王子市地域福祉推進事業補助金交付申請書（第1号様式（様式略））に必要な書類を添付して、4月末日までに、市長に対し補助金の交付を申請するものとする。

第7 交付の決定

市長は補助金の交付申請があったときは、内容を審査の上、相当と認める場合は、別紙の交付の条件を付して補助金の交付を決定し、八王子市地域福祉推進事業補助金交付決定通知書（第2号様式（様式略））により団体に通知するものとする。

第8 申請の撤回

この補助金の交付決定の内容又はこれに付した交付の条件に異議があるときは、交付の決定の通知を受領した日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

第9 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときのいずれか早い方の日から30日以内に、八王子市地域福祉推進事業実績報告書（第3号様式（様式略））を市長に提出するものとする。

第10 額の確定

市長は実績報告書を審査した結果、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められる場合には、八王子市地域福祉推進事業補助金確定通知書（第4号様式（様式略））により補助金の額を確定し、団体に通知するものとする。

第11 その他

この補助金は、国・都制度の改定時を終期とし見直しを行う。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

別表（補助対象経費及び補助基準額）

ア 有償家事援助サービス

概要 地域で会員制度を取り入れた有料の家事援助サービスを実施する団体に対して、事業実施に要する経費を助成する。

対象経費の内訳	基準額（限度額）	助成率
コーディネーター人件費	2,500千円	10/10
事業費 ①事務所借上経費 ②研修経費 ③損害賠償保険等の加入経費 ④備品費 ⑤事務所運営等に要する経費		

イ. ミニキャブ運行システム

概要 障害者の移動の手段を確保するため、会員制度を取り入れたハンディキャブ運行事業に要する経費を助成する。

対象経費の内訳	基準額（限度額）	助成率
コーディネーター人件費	2,500千円	10/10
事業費 ①事務所借上経費 ②研修経費 ③損害賠償保険等の加入経費 ④備品費 ⑤事務所運営等に要する経費		

交付の条件

- 1 補助金の交付時期は5月と10月とし、それぞれ補助額の交付決定額の1/2を概算払とする。
- 2 事情変更による決定の取消し等
市長は、交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。
- 3 承認事項
補助事業者は、次のア又はイのいずれかに該当する場合、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。（ただし、軽微なものは除く。）
イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 4 事故報告等
補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 5 遂行命令等
(1) 市長は、補助事業者が提出する報告及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。
(2) 補助事業者が(1)の命令に違反したときは、市長は、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずるものとする。
- 6 実績報告
補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときのいずれか早い方の日から30日以内に、第3号様式による実績報告書を市長に提出し、精算すること。
3のイの規定により中止又は廃止の承認を受けた場合もまた同様とする。
- 7 補助金の額の確定
市長は、6の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、第4号様式により、補助事業者に通知する。
- 8 是正のための措置
市長は、5の(1)の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを命ずるものとする。
- 9 決定の取消し
(1) 市長は、補助事業が次のアからウまでのいずれかに該当した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。
ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
イ 補助金を他の用途に使用したとき。
ウ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付の決定に基づく命令に違反したとき。
(2) (1)の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 10 補助金の返還
(1) 市長は、2又は9の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(2) 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した後において、補助金の額より当該補助事業者における対象経費の実支出額が少ない場合には、期限を定めてその差額の返還を命ずるものとする。

11 他の補助金等の一時停止等

市長は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金と未納額とを相殺するものとする。

12 財産の管理義務

補助事業により取得した財産については、取得後及び助成事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

13 関係書類帳簿の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出その他の関係書類を、当該事業に属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

14 事業の監査

補助事業者は、市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならない。